

令和 7 年度

ひろしま広域都市圏ご当地産品フェア  
【出展要項】

令和 7 年 6 月

ひろしま広域都市圏ご当地産品フェア実行委員会

## ひろしま広域都市圏ご当地産品フェア 出展要項

### 1 目的

本事業では、商品の周知やテストマーケティングが期待できる広島新駅ビル「ミナモア」内で、展示委託販売会を実施することにより、広島広域都市圏<sup>(※1)</sup>内へ販路拡大を目指す中小企業を支援することを目的としています。

ついては、本事業に取り組む意欲のある事業者を募集します。

(※1) 広島広域都市圏

広島県：広島市、呉市、竹原市、三原市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町

山口県：岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

島根県：浜田市、出雲市、益田市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町

### 2 出展対象者

対象者は、次の(1)から(3)に掲げる要件のいずれにも該当する者(60社)とします。

(1) 広島広域都市圏に主たる事業所を有する中小企業者等

(2) 加工食品・雑貨等BtoC商品を取り扱う中小企業者等

(3) 次のアからカのいずれにも該当しない者

ア 所在、実態が不明確な者

イ 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

ウ 各種法令に違反している者

エ 暴力団その他反社会的団体、またはそれらに関連する者

オ 社会問題を起こしている者

カ その他主催者が適当でないと認めた者

### 3 出展品

出展品は、次の(1)から(4)に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

(1) 出展品については、加工食品・雑貨類等のBtoC商品とします。

(2) 出展品は常温で管理できるものに限りします。

(3) 後述する委託販売の関係から原則 JAN コードがついている商品とします。

(4) 次のアからオのいずれにも該当しないもの

ア 食品衛生法等各種法令に抵触するもの

イ 販売に特別な許可が必要なもの(酒類・生鮮食品等)

ウ 原産国が不明なもの

エ 著しく他の出展事業者の迷惑となるもの

オ その他、主催者が適当でないと認めたもの

#### 4 出展期間

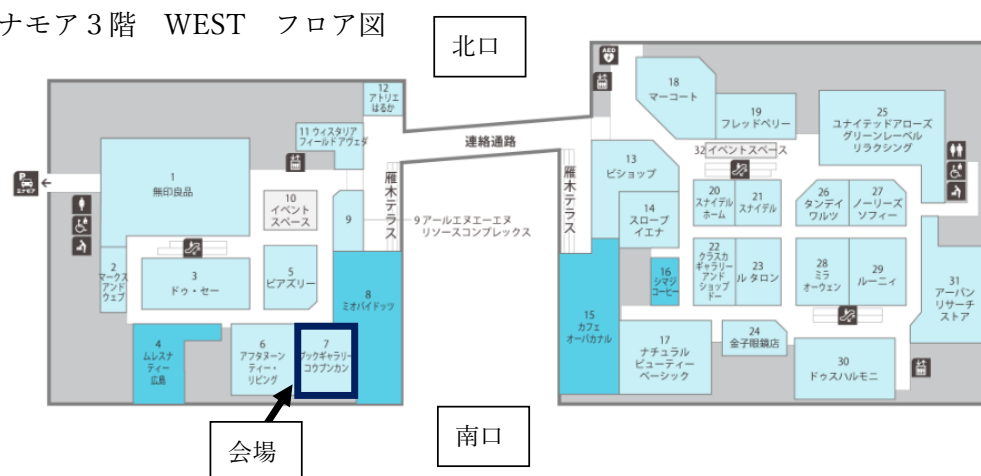
つぎの4期間の中から事業者の希望順位を加味し、主催者が調整・決定します。

| 期間  | 販売期間                  | 商品陳列・撤去日          |
|-----|-----------------------|-------------------|
| I   | 8月9日(土)～8月13日(水)※5日間  | 8月8日(金)、8月14日(木)  |
| II  | 8月15日(金)～8月20日(水)※6日間 | 8月14日(木)、8月21日(木) |
| III | 8月22日(金)～8月27日(水)※6日間 | 8月21日(木)、8月28日(木) |
| IV  | 8月29日(金)～9月2日(火)※5日間  | 8月28日(木)、9月3日(水)  |

#### 5 出展会場

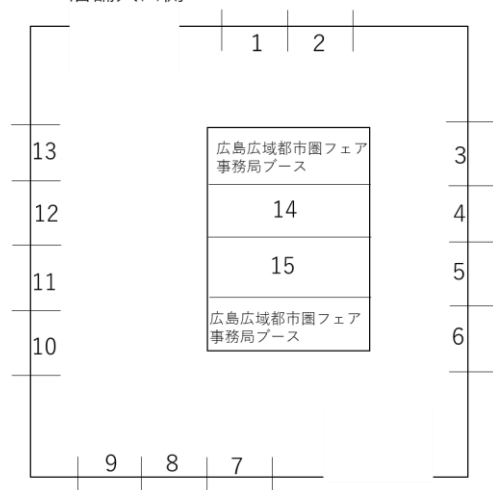
BOOK GALLERY KOUBUNKAN内展示スペース (ミナモア3階 WEST)

ミナモア3階 WEST フloor図



#### 6 出展スペース

店舗入口側



◀出展会場全体図

注) 出展ブース番号は、出展商品を確認後、事務局にて決定します。

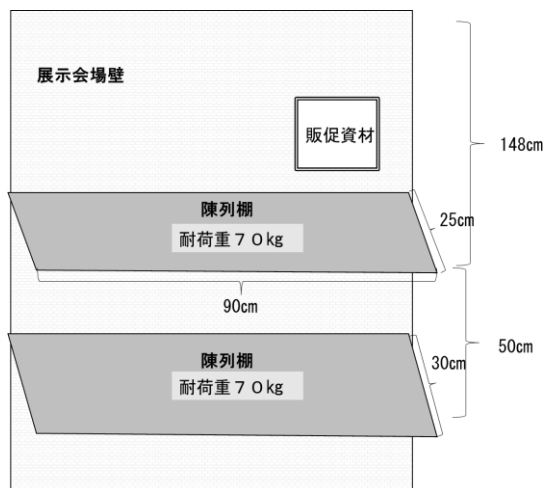
### (1) ブース番号 1 ～ 1 3

- ① 1社当たり幅90cmの壁を1面使用し、壁にはめ込んだ棚2枚(90cm×25cm及び90cm×30cm)に商品を展示してください。
- ② 棚の耐荷重は、70kgとなります。

▼出展スペース



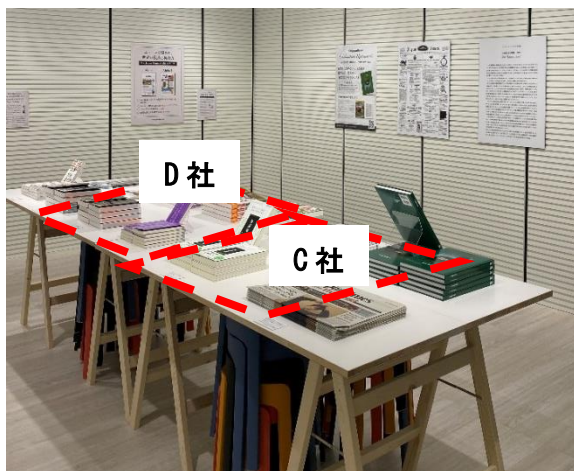
▼出展イメージ図



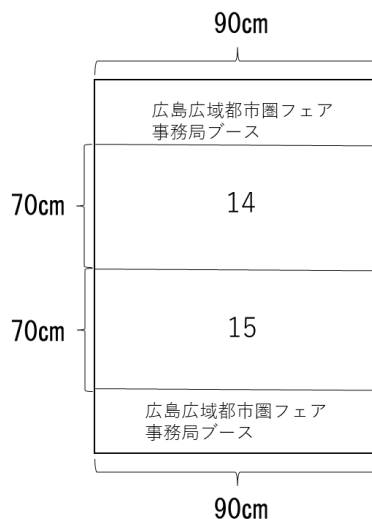
### (2) ブース番号 1 4 ・ 1 5

ブース番号 1 4 ・ 1 5 の展示スペースは展示会場中央の机の 9 0 cm × 7 0 cm のスペースとします。

▼出展スペース



▼出展イメージ図



## 7 出展料

- (1) 出展料は、10,000円/1社です(販売手数料はかかりません。)
- (2) 次のア及びイに係る経費は、出展料に含まれませんので、出展事業者において負担してください。

ア 出展物の輸送、搬入・陳列、搬出など出展事業者の行為に属する費用

イ 出展事業者に課せられる公租公課、保険料

- (3) 主催者（ひろしま広域都市圏ご当地特産品フェア実行委員会）は、適格請求書（インボイス）発行事業者ではありませんので、あらかじめご承知おきください。

## 8 出展物の販売方式・売上金

本フェアの販売方式は、(株)廣文館への委託販売となるため、出展事業者は、商品の搬入・陳列、搬出、補充のみを行っていただくことになります。

また、フェアでの売上金については、(株)廣文館から直接出展事業者へ入金されます(時期10月～11月)。

※販売手数料については、主催者が負担しますが、売上金の振込に係る手数料は、出展事業者負担となります。

## 9 出展物等の搬入・搬出・補充

- (1) 出展物及び展示・販売等に要する備品類等（以下「出展物等」という。）の搬入・陳列、補充、搬出に必要なすべての手続きは出展事業者の責任と経費負担で行うものとします。

- (2) 搬入・搬出の期日、時間帯、方法等については、次のとおりとなります。

| 期間 | 商品搬入日時           | 販売期間      | 商品搬出日時           |
|----|------------------|-----------|------------------|
| 1  | 8月8日(金) 10時～14時  | 8/9～8/13  | 8月14日(木) 10時～14時 |
| 2  | 8月14日(木) 15時～20時 | 8/15～8/20 | 8月21日(木) 10時～14時 |
| 3  | 8月21日(木) 15時～20時 | 8/22～8/27 | 8月28日(木) 10時～14時 |
| 4  | 8月28日(木) 15時～20時 | 8/29～9/2  | 9月3日(水) 10時～14時  |

- (3) 毎週土曜日営業終了時点で在庫数が当初と比較して30%未満の場合、主催者が出展事業者へ出展物が減少している旨を連絡しますので、適宜補充してください。

## 10 展示・装飾

会場全体に対する装飾は、主催者が行いますが、各展示ブースは、出展事業者が商品説明用POP等を用いるなどして、装飾してください。

## 11 出展物の実演、試飲・試食等

出展物の実演、試飲、試食等はできません。

## 12 説明要員の配置

商品の説明要員を配置することはできません。

ただし、主催者がフェア全体の販促員を手配する場合があります。

## 13 出展申込、出展内容の審査

- (1) 令和7年(2025年)6月30日(月)までに、所定の「出展申込書」を主催者事務局(広島市経済産業局地域産業振興課)へ提出してください。申込書を受領後、3日以内(土・日・祝日を除く。)に受付完了のメール又を事務局からお送りします。申込書提出後、3日を経過しても受付完了のメールが届かない場合は、申込書が届いていない可能性がありますので、事務局まで御連絡ください。

- (2) 申込締切後、速やかに主催者において申込内容の審査を行います。出展内容が適当でないと認められる場合等は、申し込みの一部又は全部をお断りする場合があります。
- (3) 出展申込数が出展可能数を超える場合には、実行委員会構成市町・商工会に属する企業等の出展を優先させて頂く等、主催者が決定します。
- (4) 出展物が同種の商品に集中する場合等は、申し込み後に連絡の上、出展物を変更していただく場合があります。
- (5) 出展申込数が出展可能数に満たない場合には、(1)の出展申込期間を延長する場合があります。

#### 14 出展の決定、出展契約

- (1) 主催者は、申込締切後、申込書に基づき出展事業者の選定を行った上で、6月中に「出展決定書」により通知します。この「出展決定書」の交付をもって、出展契約を締結したものとします。
- (2) 出展事業者は、「出展決定書」に記載する納付期限（出展決定日から約15日以内）までに、出展料を主催者の指定口座に振り込んでください（振込手数料は出展事業者の負担となります。）。
- (3) 所定の期日までに出展料の納付がない場合、出展の意思がないものとして、出展決定を取り消すことがあります。
- (4) 出展契約成立後は、原則として出展の変更・取消はできません。
- (5) 出展契約成立後に申込者の都合によりやむを得ず、出展を取り消した場合であっても、出展料の返金はできません

#### 15 フェアの開催不能、出展契約の解除

- (1) 天災その他主催者の責任に帰することができない事由により本フェアが開催不能又は中止となった場合、出展物の処置等の対策を速やかに決定し、出展事業者に通知します。
- (2) 出展者が本要項に違反した場合は、出展契約を解除できるものとします。主催者が本フェアの会場設営時又は開催期間中にこの措置を行った場合は、出展者は主催者の指定する期限までに出展物等を撤去し、出展スペースを原状回復する必要があります。なお、既に払い込まれた出展料については、これを返金しません（天災等により、ミナモアが閉館された場合等は除く。）。

#### 16 事故の予防、出展者の責任

- (1) 出展者は、展示物等の搬入・搬出、展示に際して事故防止に努めてください。
- (2) 主催者及び委託販売業者は、不可抗力や不時の災害、その他主催者の責任に帰することができない事由による出展物等の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。（会場内には、防犯カメラを設置しておりますが、必要に応じて保険への加入を御検討ください。
- (3) 出展物に対する顧客からのクレームは出展者が責任をもって処理してください。

## 17 規定外事項

主催者は、本フェアの運営を円滑に行うため、本要項の規定の修正又は追加をすることがあります。この場合においても、主催者は速やかに出展事業者へ通知し、出展事業者はその内容に従っていただくものとします。

## 18 問合せ先

ひろしま広域都市圏ご当地産品フェア実行委員会事務局

広島市経済観光局産業振興部地域産業振興課

電話：０８２－５０４－２２３８    FAX：０８２－５０４－２２５９

E-mail：[chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp](mailto:chiikisangyo@city.hiroshima.lg.jp)